



熊本県公報

第13207号
令和5年(2023年)
2月24日(金)
(毎週 火・金発行)

目 次

告 示

○自動車専用道路の指定	(道路保全課)	1
○介護老人保健施設の廃止	(高齢者支援課)	2
○道路の区域変更	(道路保全課)	2
○道路の供用開始	(〃)	2
○児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の廃止	(障がい者支援課)	3
○児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の指定	(〃)	3
○児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の廃止	(〃)	3
○特定計量器検定検査規則第39条第1項各号のいずれかに該当する特定計量器以外の特定計量器の定期検査	(産業支援課)	4
○特定計量器検定検査規則第39条第1項各号のいずれかに該当する特定計量器の定期検査	(〃)	4
○指定居宅サービス事業者の指定	(高齢者支援課)	4
○指定介護予防サービス事業者の指定	(〃)	5
○生活保護法における介護機関の指定	(社会福祉課)	5
○生活保護法における指定介護機関の廃止	(〃)	5
○生活保護法における指定介護機関の変更	(〃)	6
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく事業者の指定	(障がい者支援課)	7
○種畜証明書の書換交付	(畜産課)	7
○種畜証明書の交付	(〃)	7
○道路の供用開始	(道路保全課)	7
○喀痰吸引等業務に関する登録喀痰吸引等事業者の登録	(高齢者支援課)	8

公 告

○公共測量の実施	(監理課)	8
○換地処分	(農地整備課)	8
○農用地利用配分計画の認可	(農地・担い手支援課)	8
○農用地利用配分計画の認可	(〃)	9
○都市計画法による開発行為に関する工事の完了	(建築課)	9
○都市計画法による開発行為に関する工事の完了	(〃)	9
○都市計画法による開発行為に関する工事の完了	(〃)	10
○都市計画法による開発行為に関する工事の完了	(〃)	10
○公共測量の終了	(監理課)	10
○住宅確保要配慮者居住支援法人の指定	(住宅課)	10
○人吉都市計画事業青井被災市街地復興土地地区画整理事業の土地地区画整理法施行令第42条の2第1項の指定	(都市計画課)	10
○熊本都市計画公園の変更(熊本市決定)	(〃)	11
○熊本都市計画火葬場の変更(熊本市決定)	(〃)	11

登 載 依 頼

○令和4年度(2022年度)県立高等学校実習生産品売払代金の収納事務の委託	(高校教育課)	11
○有明海自動車航送船組合職員の給与に関する条例及び有明海自動車航送船組合特別職(常勤の管理者)の給与に関する条例の一部を改正する条例	(有明海自動車航送船組合)	12
○有明海自動車航送船組合職員の定年等に関する条例等の一部を改正する条例	(〃)	23
○有明海自動車航送船組合個人情報保護に関する法律施行条例	(〃)	40

告 示

熊 本 県 告 示 第 1 2 2 号

道路法(昭和27年法律第180号)第48条の2第4項の規定に基づき、専ら自動車

のみの一般交通の用に供する道路の部分を次のとおり指定する。
その関係図面は、令和5年（2023年）2月24日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。
令和5年（2023年）2月24日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び指定する道路の部分

道路の種類	路線名	指定する道路の部分	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
一般国道	324号	熊本県天草市港町 9番3地先から 熊本県天草市志柿町字西大迫 6817番8地先まで	10.3 ～ 28.6	1,293.7
		熊本県天草市志柿町字西大迫 6817番8地先から 熊本県天草市志柿町字東大迫 7013番9地先まで	5.5 ～ 16.2	332.1
		熊本県天草市志柿町字西大迫 6834番8地先から 熊本県天草市志柿町字東大迫 6958番1地先まで	7.2 ～ 14.5	165.6
		熊本県天草市志柿町字西大迫 6817番36地先から 熊本県天草市志柿町字東大迫 6953番9地先まで	8.3 ～ 84.7	222.2

2 指定する期日 令和5年（2023年）2月25日

熊本県告示第123号

介護保険法（平成9年法律第123号）第99条第2項の規定による介護老人保健施設の廃止の届出があったので、同法第104条の2の規定により公示する。
令和5年（2023年）2月24日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

（介護老人保健施設）

施設の名称及び所在地	開設者の名称	廃止届受理年月日
介護老人保健施設 山江老人保健施設 球磨郡山江村大字山田字南永シ切1705	医療法人木鶏 会	令和5年（2023年） 1月31日

熊本県告示第124号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。
その関係図面は、令和5年（2023年）2月24日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。
令和5年（2023年）2月24日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
一般県道	清和砥用線	下益城郡美里町洞岳字北平 2349番1地先から 同所 2352番1地先まで	前	9.5 ～ 27.0	115.2	防交安 (災害 防除)
			後	20.7 ～ 33.0	115.2	

2 区域を変更する期日 令和5年（2023年）2月24日

熊本県告示第125号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和5年（2023年）2月24日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和5年（2023年）2月24日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備 考
主要地方道	南小国波野線	阿蘇郡産山村大字田尻字下蔭巣 1486番4地先から 阿蘇郡産山村大字山鹿字竹ノ屋所 1415番1地先まで	91.6	活力創出 基盤交付金

2 供用を開始する期日 令和5年（2023年）2月24日

熊本県告示第126号

次のとおり児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の20第4項の規定による指定通所支援の事業の廃止の届出があったので、同法第21条の5の25の規定により公示する。

令和5年（2023年）2月24日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	廃止年月日	事業所番号	障害児通所支援の種類
児童発達支援・放課後等デイサービス ピース 宇土市栄町14番地4	株式会社L I B 宇土市栄町14番地4 池尻 千尋	令和5年（2023年）2月28日	4352300208	指定児童発達支援

熊本県告示第127号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の規定により指定障害児通所支援事業者として次のとおり指定したので、同法第21条の5の25の規定により公示する。

令和5年（2023年）2月24日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	指定年月日	事業所番号	障害児通所支援の種類
児童発達支援 ピース 宇土市旭町151-4	株式会社L I B 宇土市栄町14番地4 池尻 千尋	令和5年（2023年）3月1日	4352300224	指定児童発達支援

熊本県告示第128号

次のとおり児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の20第4項の規定による指定通所支援の事業の廃止の届出があったので、同法第21条の5の25の規定により公示する。

令和5年（2023年）2月24日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	廃止年月日	事業所番号	障害児通所支援の種類
放課後等デイサービス リーライズ	社会福祉法人白川園 熊本市東区小山町2493番地	令和5年（2023年）4月1日	4352200218	指定放課後等デイサービス

菊池郡大津町引 水710番地2	吉良 朋広			
--------------------	-------	--	--	--

熊本県告示第129号

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定により特定計量器検定検査規則（平成5年通商産業省令第70号）第39条第1項各号のいずれかに該当する特定計量器以外の特定計量器の定期検査を次のとおり実施するので、同法第21条第2項の規定により公示する。

令和5年（2023年）2月24日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 対象となる特定計量器
非自動はかり（計量法施行令（平成5年政令第329号）第5条第1号又は第2号に掲げるものを除く。）、分銅及びおもり
- 2 検査区域
山鹿市
- 3 検査日等

検査日（令和5年 （2023年））	検査受付時間	検査場所
4月10日	午前10時から午後3時まで	鹿央市民センター
4月11日	午前10時から午後3時まで	鹿北市民センター
4月12日	午前10時から午後3時まで	鹿本市民センター
4月13日	午前10時から午後3時まで	菊鹿市民センター
4月14日	午前10時から午後3時まで	熊本県県北広域本部鹿本地域振興局

- 4 検査を実施する指定定期検査機関の名称
一般社団法人熊本県計量協会

熊本県告示第130号

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定により特定計量器検定検査規則（平成5年通商産業省令第70号）第39条第1項各号のいずれかに該当する特定計量器の定期検査を次のとおり実施するので、同法第21条第2項の規定により公示する。

令和5年（2023年）2月24日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 対象となる特定計量器
非自動はかり（計量法施行令（平成5年政令第329号）第5条第1号又は第2号に掲げるものを除く。）、分銅及びおもり
- 2 検査区域
菊池市、合志市、菊池郡、荒尾市、玉名市、玉名郡、山鹿市、阿蘇市、阿蘇郡、天草市、上天草市及び天草郡
- 3 検査日等
 - (1) 検査日
令和5年（2023年）4月3日から令和5年（2023年）10月27日までのいずれかの日
 - (2) 検査場所
当該特定計量器の所在の場所
- 4 検査を実施する指定定期検査機関の名称
一般社団法人熊本県計量協会

熊本県告示第131号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定により指定居宅サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第78条の規定により公示する。

令和5年（2023年）2月24日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
医療法人信岡会	菊池中央病院訪問看護ステーション	菊池市隈府494番地	令和5年（2023年）3月1日	訪問看護

熊本県告示第132号
介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定により指定介護予防サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第115条の10の規定により公示する。
令和5年（2023年）2月24日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
医療法人信岡会	菊池中央病院訪問看護ステーション	菊池市隈府494番地	令和5年（2023年）3月1日	介護予防訪問看護

熊本県告示第133号
生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により指定介護機関として次のとおり指定したので、生活保護法第55条の3（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により告示する。
令和5年（2023年）2月24日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

（居宅療養管理指導）

事業者の名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地	指定年月日
総合メディカル株式会社 福岡県福岡市中央区天神2丁目14番8号	そうごう薬局八代竹原店 八代市竹原町1658番2	令和5年（2023年）1月4日
株式会社 アルファブレイン 菊池郡菊陽町原水1156－17	温新堂薬局菊陽店 菊池郡菊陽町原水1156－16	令和元年（2019年）5月1日

（介護予防居宅療養管理指導）

事業者の名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地	指定年月日
総合メディカル株式会社 福岡県福岡市中央区天神2丁目14番8号	そうごう薬局八代竹原店 八代市竹原町1658番2	令和5年（2023年）1月4日
株式会社 アルファブレイン 菊池郡菊陽町原水1156－17	温新堂薬局菊陽店 菊池郡菊陽町原水1156－16	令和元年（2019年）5月1日

熊本県告示第134号
生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第5項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により次の指定介護機関から事業の廃止の届出があったので、生活保護法第55条の3（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により告示する。
令和5年（2023年）2月24日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

（介護予防訪問介護）

事業者の名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地	廃止年月日
社会福祉法人グリーンコープ	社会福祉法人グリーンコープ	平成30年（2018年）

福岡県福岡市博多区博多駅前一丁目5番1号 博多大博通ビルディング10階	ふくしサービスセンター ほたる 宇城市豊野町糸石3928-1	8年) 3月31日
-------------------------------------	-----------------------------------	-----------

熊本県告示第135号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第5項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により次の指定介護機関から変更の届出があったので、生活保護法第55条の3（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により告示する。

令和5年（2023年）2月24日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

（訪問介護）

事業者の名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地	変更事項		変更年月日
		旧	新	
社会福祉法人グリーンコープ 福岡県福岡市博多区博多駅前一丁目5番1号 博多大博通ビルディング10階	社会福祉法人グリーンコープ ふくしサービスセンター ほたる 宇城市豊野町糸石3928-1	事業所所在地		平成26年（2014年）12月22日
		宇城市豊野町糸石3896-1	宇城市豊野町糸石3928-1	
株式会社万葉福祉会 八代市水島町2104番地4	ヘルパーステーション 万葉 八代市植柳下町1952-2-1	事業所所在地		平成30年（2018年）4月1日
		八代市水島町2104-4	八代市植柳下町1952-2-1	
株式会社万葉福祉会 八代市水島町2104番地4	ヘルパーステーション 万葉 八代市麦島西町6-18	事業所所在地		令和4年（2022年）10月1日
		八代市植柳下町1952-2-1	八代市麦島西町6-18	

（介護予防訪問介護）

事業者の名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地	変更事項		変更年月日
		旧	新	
社会福祉法人グリーンコープ 福岡県福岡市博多区博多駅前一丁目5番1号 博多大博通ビルディング10階	社会福祉法人グリーンコープ ふくしサービスセンター ほたる 宇城市豊野町糸石3928-1	事業所所在地		平成26年（2014年）12月22日
		宇城市豊野町糸石3896-1	宇城市豊野町糸石3928-1	

（訪問看護）

事業者の名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地	変更事項		変更年月日
		旧	新	
株式会社万葉福祉会 八代市水島町2104番地4	訪問看護ステーション 和花 八代市麦島西町6-18	事業所所在地		令和4年（2022年）10月1日
		八代市植柳下町1952-2-1	八代市麦島西町6-18	

（介護予防訪問看護）

事業者の名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地	変更事項		変更年月日
		旧	新	
株式会社万葉福祉会 八代市水島町2104番地4	訪問看護ステーション 和花 八代市麦島西町6-18	事業所所在地		令和4年（2022年）10月1日
		八代市植柳下町1952-2-1	八代市麦島西町6-18	

	1 8	2 - 2 - 1	8	日
(居宅介護支援)				
事業者の名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地	変更事項		変更年月日
		旧	新	
株式会社万葉福祉会 八代市水島町2104番地4	居宅介護支援事業所 万葉 八代市中北町3053-3	事業所所在地		令和4年(2022年)8月1日
		八代市水島町2104-4	八代市中北町3053-3	

熊本県告示第136号
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により指定障害福祉サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第51条の規定により公示する。
令和5年（2023年）2月24日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	サービスの種類	指定年月日
ネイチャーファクトリー 菊池郡菊陽町大字津久礼 字廣街道2359番地1	社会福祉法人 恵正会 菊池郡菊陽町原水4643番地2 平野 貴寛	就労継続支援B型	令和5年（2023年）3月1日

熊本県告示第137号
次のとおり種畜証明書を書換交付したので、家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）第8条第2項の規定により公示する。
令和5年（2023年）2月24日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

証明書番号	申請の事由	変更後	変更前
11363697968	種畜の飼養者の住所及び氏名又は名称の変更	合志市栄3801 熊本県農業研究センター	玉名市横島町共栄37 独立行政法人家畜改良センター熊本牧場

熊本県告示第138号
家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）第4条第1項第2号の種畜証明書を交付したので、同法第8条第2項の規定により公示する。
令和5年（2023年）2月24日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

検査日	種畜証明書番号	種畜の名号	品種	検査成績	飼養者	検査場所
令和5年(2023年)2月9日(木)	11521043170	秋重波	褐毛和種	2級	熊本県農業研究センター	合志市

熊本県告示第139号
道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する
その関係図面は、令和5年（2023年）2月24日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。
令和5年（2023年）2月24日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備考
-------	-----	-----------	--------------	----

一般国道	324号	天草市港町 18番12地先から 天草市志柿町字東大迫 7018番9地先まで	1,721.6	地域連携 推進改築
一般県道	本渡港線	天草市港町 10番19地先 同所 10番19地先	18.0	

2 供用を開始する期日 令和5年(2023年)2月25日

熊本県告示第140号
社会福祉士及び介護福祉士法(昭和62年法律第30号)第48条の3第1項の規定により登録喀痰吸引等事業者の登録を行ったので、同法第48条の8の規定により次のとおり公示する。
令和5年(2023年)2月24日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業者の名称 及び住所	事業所の名称 及び所在地	登録番号	登録年月日	サービスの 種類
医療法人 室原 会 熊本市中央区国 府一丁目11番 9号	菊南病院 介護 医療院 熊本市北区鶴羽 田三丁目1番5 3号	431100447	令和5年(20 23年)2月1 7日	介護医療院

公 告

熊本県公告第110号
測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定により九州農政局八代海岸保全事業所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。
令和5年(2023年)2月24日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

作 業 種 類	作 業 期 間	作 業 地 域
公共測量(3・4級基準 点測量)	令和5年(2023年) 2月10日から 令和5年(2023年) 2月28日まで	八代市郡築八番町、郡築 九番町、郡築十番町、郡 築十二番町地内及び昭和 同仁町地内

熊本県公告第111号
県営美里地区(下永富換地区)土地改良事業施行に係る換地処分を行った。
令和5年(2023年)2月24日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県公告第112号
農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号)第18条第1項の規定により次のとおり農用地利用配分計画を認可したので、同条第7項の規定により公告する。
令和5年(2023年)2月24日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住 所	
吉川 一寿	八代市千丁町吉王丸	八代郡氷川町網道字参五番割552番ほか 1筆

2 認可年月日

令和5年(2023年)2月14日

熊本県公告第113号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により次のとおり農用地利用配分計画を認可したので、同条第7項の規定により公告する。

令和5年(2023年)2月24日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住 所	
前田 洋一	熊本市南区城南町鰐瀬	熊本市南区城南町鰐瀬字辰己野3809番
農事組合法人上生城	合志市上生	合志市上生字深田158番ほか3筆
農事組合法人上生城	合志市上生	合志市上生字上ノ原552番ほか3筆
農事組合法人上生城	合志市上生	合志市上生字東畑305番3ほか67筆
河野 宏紀	八代郡氷川町野津	八代郡氷川町野津字西早津1602番
尾方 旭	球磨郡錦町西	球磨郡錦町大字西字久保2670番ほか1筆
福永 高嗣	球磨郡あさぎり町岡原北	球磨郡あさぎり町岡原北字伊勢本916番1ほか4筆
農事組合法人天草営農組合	天草市下浦町	天草市下浦町字上小手5799番1ほか2筆
農事組合法人本町営農組合	天草市本町本	天草市本町本字釜平7023番1ほか5筆
山下 順治	天草市本町下河内	天草市本町本字前原643番2ほか2筆
上田 浩	天草郡苓北町富岡	天草郡苓北町都呂々字古里1206番
上田 浩	天草郡苓北町富岡	天草郡苓北町都呂々字古里1214番4
小野 伸也	天草郡苓北町志岐	天草郡苓北町志岐字中山1453番

2 認可年月日

令和5年(2023年)2月14日

熊本県公告第114号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。

令和5年(2023年)2月24日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
菊池郡菊陽町大字久保田字川久保1979番
389.92平方メートル
- 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
上天草市龍ヶ岳町高戸2861番地5
二ノ文 康介
二ノ文 美香

熊本県公告第115号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。

令和5年(2023年)2月24日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
菊池郡菊陽町新山一丁目3168番1及び同3168番2
766.29平方メートル
- 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）

菊池郡菊陽町光の森三丁目18番地12
合同会社フォーシーズ

熊本県公告第116号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。
令和5年（2023年）2月24日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
合志市合生字辻原3947番1の一部、同3947番4の一部、同3947番6の一部及び同3948番6
390.75平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
合志市合生4076番地
松永 真弓
鹿児島県鹿児島市荒田二丁目23番11号CFビル201号
松永 順子

熊本県公告第117号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。
令和5年（2023年）2月24日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
菊池郡菊陽町大字原水字新町1511番、同1511番1、同1511番2並びに里道及び水路の一部
6,125.32平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
菊池郡菊陽町大字津久礼2962番地3
有限会社サンケイ地所

熊本県公告第118号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により阿蘇市長から次のとおり公共測量の実施を終わった旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。
令和5年（2023年）2月24日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

作 業 種 類	作 業 期 間	作 業 地 域
公共測量（空中写真撮影）	令和4年（2022年） 5月19日から 令和5年（2023年） 2月8日まで	阿蘇市（全域）

熊本県公告第119号

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成19年法律第112号）第40条の規定により住宅確保要配慮者居住支援法人を指定したので、同法第41条第1項の規定により次のとおり公示する。
令和5年（2023年）2月24日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 住宅確保要配慮者居住支援法人の名称及び住所
一般社団法人えにしの会
福岡市中央区平和三丁目19番23号たからビル302号
- 2 支援業務を行う事務所の所在地
熊本市中央区神水1-8-8フォレストビル1F

熊本県公告第120号

人吉都市計画事業青井被災市街地復興土地区画整理事業について、国土交通省九州地方整備局長から土地区画整理法施行令（昭和30年政令第47号）第42条の2第1項の規定による災害の場合における選挙の特例の指定を受けたので、同条第2項の規定により公告する。

令和5年（2023年）2月24日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県公告第121号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により熊本市から熊本都市計画公園の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により熊本県土木部道路都市局都市計画課において公衆の縦覧に供する。

令和5年（2023年）2月24日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県公告第122号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により熊本市から熊本都市計画火葬場の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により熊本県土木部道路都市局都市計画課において公衆の縦覧に供する。

令和5年（2023年）2月24日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

登載依頼

熊本県教育委員会告示第7号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により次の売払代金の収納の事務を委託したので、同条第2項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和5年（2023年）2月24日

熊本県教育長 白 石 伸 一

委託した相手方の名称及び所在地	委託した収納の事務	委託期間
球磨地域農業協同組合 球磨郡錦町一武2657-4	南稜高等学校の実習 生産品売払代金の収 納	令和5年（2023年） 1月4日から 令和5年（2023年） 3月31日まで

有明海自動車航送船組合職員の給与に関する条例及び有明海自動車航送船組合特別職（常勤の管理者）の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年（2023年）2月24日

有明海自動車航送船組合
管理者 栗林 堅一郎

有明海自動車航送船組合条例第1号

有明海自動車航送船組合職員の給与に関する条例及び有明海自動車航送船組合特別職（常勤の管理者）の給与に関する条例の一部を改正する条例
（有明海自動車航送船組合職員の給与に関する条例の一部改正）

第1条 有明海自動車航送船組合職員の給与に関する条例（昭和33年有明海自動車航送船組合条例第3号）の一部を次のように改正する。
次の表に掲げる規定の改正部分は下線の部分である。

改正後										改正前										
(勤勉手当) 第 21 条 略										(勤勉手当) 第 21 条 略										
2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、管理者が規則に定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、管理者が支給する勤勉手当の額の総額は、その者に所属する前項の職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに對する地域手当の月額の合計額を加算した額に <u>100 分の 105</u> を乗じて得た額の総額を超えてはならない。										2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、管理者が規則に定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、管理者が支給する勤勉手当の額の総額は、その者に所属する前項の職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに對する地域手当の月額の合計額を加算した額に <u>100 分の 95</u> を乗じて得た額の総額を超えてはならない。										
3 ～ 5 略										3 ～ 5 略										
別表第一（第 5 条関係）										別表第一（第 5 条関係）										
行政職 給料 表										行政職 給料 表										
職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	
	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額		給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額	
1	円 150,100	円 198,500	円 234,400	円 266,000	円 290,700	略				円 146,100	円 195,500	円 231,500	円 264,200	円 289,700	略				円 264,200	円 289,700
2	151,200	200,300	236,000	267,700	292,900					147,200	197,300	233,100	266,000	291,900					266,000	291,900
3	152,400	202,100	237,500	269,200	295,000					148,400	199,100	234,600	267,800	294,000					267,800	294,000
4	153,500	203,900	239,000	271,000	297,000					149,500	200,900	236,200	269,900	296,000					269,900	296,000
5	154,600	205,400	240,300	272,700	298,800					150,600	202,400	237,600	271,600	297,900					271,600	297,900
6	155,700	207,200	241,900	274,500	300,800					151,700	204,200	239,300	273,400	300,000					273,400	300,000
7	156,800	209,000	243,400	276,300	302,600					152,800	206,000	240,800	275,200	302,200					275,200	302,200

[illegible]

40	<u>208,000</u>	<u>254,700</u>	294,300	339,200	364,200				40	<u>205,000</u>	<u>253,600</u>	294,300	339,200	364,200	
41	<u>209,300</u>	<u>256,000</u>	295,800	341,100	365,500				41	<u>206,300</u>	<u>255,000</u>	295,800	341,100	365,500	
42	<u>210,600</u>	<u>257,400</u>	297,500	343,000	366,400				42	<u>207,600</u>	<u>256,400</u>	297,500	343,000	366,400	
43	<u>211,900</u>	<u>258,600</u>	299,000	344,800	367,500				43	<u>208,900</u>	<u>257,600</u>	299,000	344,800	367,500	
44	<u>213,200</u>	<u>259,800</u>	300,600	346,700	368,600				44	<u>210,200</u>	<u>258,800</u>	300,600	346,700	368,600	
45	<u>214,300</u>	<u>260,900</u>	302,200	348,200	369,400				45	<u>211,300</u>	<u>260,000</u>	302,200	348,200	369,400	
46	<u>215,600</u>	<u>262,100</u>	303,900	349,600	370,300				46	<u>212,600</u>	<u>261,200</u>	303,900	349,600	370,300	
47	<u>216,900</u>	<u>263,400</u>	305,500	351,100	371,200				47	<u>213,900</u>	<u>262,500</u>	305,500	351,100	371,200	
48	<u>218,200</u>	<u>264,500</u>	307,200	352,600	372,100				48	<u>215,200</u>	<u>263,600</u>	307,200	352,600	372,100	
49	<u>219,200</u>	<u>265,600</u>	308,100	354,200	373,000				49	<u>216,300</u>	<u>264,700</u>	308,100	354,200	373,000	
50	<u>220,300</u>	<u>266,600</u>	309,600	355,000	373,800				50	<u>217,400</u>	<u>265,800</u>	309,600	355,000	373,800	
51	<u>221,300</u>	<u>267,800</u>	311,100	356,200	374,600				51	<u>218,400</u>	<u>267,100</u>	311,100	356,200	374,600	
52	<u>222,300</u>	<u>268,900</u>	312,700	357,200	375,400				52	<u>219,500</u>	<u>268,400</u>	312,700	357,200	375,400	
53	<u>223,300</u>	<u>269,900</u>	314,300	358,100	376,100				53	<u>220,600</u>	<u>269,400</u>	314,300	358,100	376,100	
54	<u>224,200</u>	<u>270,900</u>	315,900	359,200	376,800				54	<u>221,600</u>	<u>270,500</u>	315,900	359,200	376,800	
55	<u>225,100</u>	<u>272,000</u>	317,500	360,100	377,500				55	<u>222,500</u>	<u>271,800</u>	317,500	360,100	377,500	
56	<u>226,000</u>	<u>273,100</u>	319,000	361,200	378,200				56	<u>223,500</u>	<u>273,100</u>	319,000	361,200	378,200	
57	<u>226,500</u>	<u>274,000</u>	320,500	362,100	378,700				57	<u>223,800</u>	<u>274,000</u>	320,500	362,100	378,700	
58	<u>227,100</u>	<u>275,000</u>	321,700	362,800	379,300				58	<u>224,600</u>	<u>275,000</u>	321,700	362,800	379,300	
59	<u>227,800</u>	<u>275,900</u>	322,900	363,500	379,900				59	<u>225,400</u>	<u>275,900</u>	322,900	363,500	379,900	
60	<u>228,500</u>	<u>277,000</u>	324,100	364,200	380,600				60	<u>226,100</u>	<u>277,000</u>	324,100	364,200	380,600	
61	<u>229,200</u>	<u>278,100</u>	324,800	364,600	381,000				61	<u>226,800</u>	<u>278,100</u>	324,800	364,600	381,000	
62	<u>230,000</u>	<u>279,100</u>	325,700	365,200	381,700				62	<u>227,800</u>	<u>279,100</u>	325,700	365,200	381,700	
63	<u>230,700</u>	<u>280,000</u>	326,500	365,900	382,300				63	<u>228,600</u>	<u>280,000</u>	326,500	365,900	382,300	
64	<u>231,300</u>	<u>281,000</u>	327,300	366,600	382,900				64	<u>229,400</u>	<u>281,000</u>	327,300	366,600	382,900	
65	<u>231,900</u>	<u>281,500</u>	328,200	366,900	383,300				65	<u>230,100</u>	<u>281,500</u>	328,200	366,900	383,300	
66	<u>232,500</u>	<u>282,400</u>	328,600	367,600	383,900				66	<u>230,800</u>	<u>282,400</u>	328,600	367,600	383,900	
67	<u>233,100</u>	<u>283,100</u>	329,300	368,300	384,500				67	<u>231,700</u>	<u>283,100</u>	329,300	368,300	384,500	
68	<u>233,800</u>	<u>284,000</u>	330,100	369,000	385,100				68	<u>232,700</u>	<u>284,000</u>	330,100	369,000	385,100	
69	<u>234,500</u>	<u>285,000</u>	330,900	369,300	385,500				69	<u>233,400</u>	<u>285,000</u>	330,900	369,300	385,500	
70	<u>235,100</u>	<u>285,800</u>	331,600	369,900	386,000				70	<u>234,000</u>	<u>285,800</u>	331,600	369,900	386,000	
71	<u>235,600</u>	<u>286,600</u>	332,300	370,600	386,500				71	<u>234,500</u>	<u>286,600</u>	332,300	370,600	386,500	

[illegible]

104	298,100	346,300			
105	298,300	346,800			
106	298,600	347,200			
107	299,000	347,600			
108	299,300	348,000			
109	299,500	348,500			
110	299,900	348,900			
111	300,300	349,200			
112	300,600	349,500			
113	300,800	350,000			
114	301,000				
115	301,300				
116	301,700				
117	301,900				
118	302,100				
119	302,400				
120	302,700				
121	303,100				
122	303,300				
123	303,600				
124	303,900				
125	304,200				

備考略

別表第二 (第五条関係)

職務 の級 号給	海 事 職 給 料 表						
	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額
1	154,300	199,100	233,100	265,700	297,400	324,200	338,200

別表第二 (第五条関係)

職務 の級 号給	海 事 職 給 料 表						
	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額
1	150,000	194,200	228,400	261,700	293,400	321,100	335,900

2	<u>155,300</u>	<u>201,300</u>	<u>234,500</u>	<u>267,100</u>	<u>298,700</u>	<u>325,800</u>	<u>340,100</u>				<u>151,000</u>	<u>196,400</u>	<u>230,100</u>	<u>263,100</u>	<u>294,700</u>	<u>322,900</u>	<u>338,000</u>
3	<u>156,500</u>	<u>203,500</u>	<u>235,900</u>	<u>268,600</u>	<u>300,100</u>	<u>327,300</u>	<u>342,100</u>				<u>152,200</u>	<u>198,600</u>	<u>231,600</u>	<u>264,600</u>	<u>296,100</u>	<u>324,400</u>	<u>340,300</u>
4	<u>157,500</u>	<u>205,700</u>	<u>237,000</u>	<u>270,300</u>	<u>301,500</u>	<u>328,600</u>	<u>344,300</u>				<u>153,200</u>	<u>200,800</u>	<u>232,900</u>	<u>266,300</u>	<u>297,500</u>	<u>326,100</u>	<u>342,800</u>
5	<u>158,500</u>	<u>207,800</u>	<u>238,000</u>	<u>271,700</u>	<u>302,500</u>	<u>330,000</u>	<u>346,100</u>				<u>154,200</u>	<u>202,900</u>	<u>234,100</u>	<u>267,700</u>	<u>298,700</u>	<u>327,700</u>	<u>344,700</u>
6	<u>159,800</u>	<u>209,600</u>	<u>239,600</u>	<u>273,600</u>	<u>303,800</u>	<u>331,200</u>	<u>348,300</u>				<u>155,500</u>	<u>204,700</u>	<u>235,700</u>	<u>269,600</u>	<u>300,000</u>	<u>329,000</u>	<u>346,900</u>
7	<u>161,100</u>	<u>211,500</u>	<u>241,300</u>	<u>275,300</u>	<u>304,900</u>	<u>332,500</u>	<u>350,400</u>				<u>156,800</u>	<u>206,600</u>	<u>237,400</u>	<u>271,300</u>	<u>301,200</u>	<u>330,700</u>	<u>349,000</u>
8	<u>162,400</u>	<u>213,400</u>	<u>242,800</u>	<u>276,800</u>	<u>306,100</u>	<u>333,600</u>	<u>352,700</u>				<u>158,100</u>	<u>208,500</u>	<u>238,900</u>	<u>272,800</u>	<u>302,500</u>	<u>332,200</u>	<u>351,300</u>
9	<u>163,500</u>	<u>215,100</u>	<u>244,300</u>	<u>277,900</u>	<u>307,200</u>	<u>335,300</u>	<u>355,000</u>				<u>159,200</u>	<u>210,200</u>	<u>240,400</u>	<u>273,900</u>	<u>303,800</u>	<u>333,900</u>	<u>353,600</u>
10	<u>165,000</u>	<u>216,600</u>	<u>245,800</u>	<u>279,700</u>	<u>308,300</u>	<u>336,700</u>	<u>357,400</u>				<u>160,700</u>	<u>211,800</u>	<u>241,900</u>	<u>275,700</u>	<u>305,000</u>	<u>335,300</u>	<u>356,100</u>
11	<u>166,700</u>	<u>218,100</u>	<u>247,600</u>	<u>281,400</u>	<u>309,400</u>	<u>338,100</u>	<u>359,600</u>				<u>162,300</u>	<u>213,400</u>	<u>243,700</u>	<u>277,400</u>	<u>306,100</u>	<u>336,700</u>	<u>358,300</u>
12	<u>168,300</u>	<u>219,600</u>	<u>249,200</u>	<u>283,100</u>	<u>310,500</u>	<u>339,500</u>	<u>361,900</u>				<u>163,800</u>	<u>215,000</u>	<u>245,400</u>	<u>279,100</u>	<u>307,300</u>	<u>338,100</u>	<u>360,600</u>
13	<u>169,600</u>	<u>221,000</u>	<u>250,800</u>	<u>284,300</u>	<u>311,200</u>	<u>341,000</u>	<u>364,100</u>				<u>165,100</u>	<u>216,500</u>	<u>247,000</u>	<u>280,400</u>	<u>308,000</u>	<u>339,700</u>	<u>363,000</u>
14	<u>171,100</u>	<u>222,300</u>	<u>252,600</u>	<u>285,800</u>	<u>312,200</u>	<u>342,500</u>	<u>366,100</u>				<u>166,600</u>	<u>218,100</u>	<u>248,800</u>	<u>281,900</u>	<u>309,000</u>	<u>341,300</u>	<u>365,100</u>
15	<u>172,700</u>	<u>223,600</u>	<u>254,400</u>	<u>287,300</u>	<u>312,900</u>	<u>343,800</u>	<u>367,700</u>				<u>168,100</u>	<u>219,500</u>	<u>250,600</u>	<u>283,400</u>	<u>309,800</u>	<u>342,600</u>	<u>367,200</u>
16	<u>174,300</u>	<u>224,800</u>	<u>256,100</u>	<u>288,800</u>	<u>313,700</u>	<u>345,100</u>	<u>369,200</u>				<u>169,700</u>	<u>220,900</u>	<u>252,300</u>	<u>284,900</u>	<u>310,700</u>	<u>343,900</u>	<u>369,200</u>
17	<u>175,700</u>	<u>225,600</u>	<u>257,500</u>	<u>289,900</u>	<u>314,600</u>	<u>346,500</u>	<u>371,300</u>				<u>171,100</u>	<u>222,000</u>	<u>253,700</u>	<u>286,300</u>	<u>311,600</u>	<u>345,400</u>	<u>371,300</u>
18	<u>177,400</u>	<u>226,900</u>	<u>259,400</u>	<u>291,300</u>	<u>315,300</u>	<u>347,800</u>	<u>373,700</u>				<u>172,800</u>	<u>223,300</u>	<u>255,600</u>	<u>287,700</u>	<u>312,500</u>	<u>346,800</u>	<u>373,700</u>
19	<u>179,100</u>	<u>228,300</u>	<u>261,300</u>	<u>292,500</u>	<u>316,000</u>	<u>348,800</u>	<u>376,100</u>				<u>174,500</u>	<u>224,700</u>	<u>257,500</u>	<u>288,900</u>	<u>313,300</u>	<u>348,300</u>	<u>376,100</u>
20	<u>180,800</u>	<u>229,600</u>	<u>262,900</u>	<u>293,800</u>	<u>316,500</u>	<u>349,700</u>	<u>378,400</u>				<u>176,200</u>	<u>226,000</u>	<u>259,100</u>	<u>290,300</u>	<u>314,000</u>	<u>349,700</u>	<u>378,400</u>
21	<u>182,400</u>	<u>230,500</u>	<u>264,400</u>	<u>294,900</u>	<u>317,100</u>	<u>351,000</u>	<u>380,400</u>				<u>177,800</u>	<u>226,900</u>	<u>260,600</u>	<u>291,600</u>	<u>314,900</u>	<u>351,000</u>	<u>380,400</u>
22	<u>184,400</u>	<u>231,800</u>	<u>265,800</u>	<u>296,100</u>	<u>317,600</u>	<u>352,600</u>	<u>382,500</u>				<u>179,800</u>	<u>228,200</u>	<u>262,000</u>	<u>292,900</u>	<u>315,400</u>	<u>352,600</u>	<u>382,500</u>
23	<u>186,300</u>	<u>233,200</u>	<u>267,300</u>	<u>297,600</u>	<u>318,300</u>	<u>354,200</u>	<u>384,700</u>				<u>181,700</u>	<u>229,600</u>	<u>263,500</u>	<u>294,400</u>	<u>316,500</u>	<u>354,200</u>	<u>384,700</u>
24	<u>188,200</u>	<u>234,500</u>	<u>269,000</u>	<u>298,900</u>	<u>318,900</u>	<u>355,800</u>	<u>386,800</u>				<u>183,600</u>	<u>231,000</u>	<u>265,200</u>	<u>295,800</u>	<u>317,500</u>	<u>355,800</u>	<u>386,800</u>
25	<u>189,900</u>	<u>235,800</u>	<u>270,500</u>	<u>299,000</u>	<u>319,600</u>	<u>356,900</u>	<u>388,500</u>				<u>185,300</u>	<u>232,300</u>	<u>266,800</u>	<u>296,800</u>	<u>318,200</u>	<u>356,900</u>	<u>388,500</u>
26	<u>191,500</u>	<u>237,100</u>	<u>272,300</u>	<u>301,200</u>	<u>320,200</u>	<u>358,500</u>	<u>390,100</u>				<u>186,900</u>	<u>233,600</u>	<u>268,600</u>	<u>298,100</u>	<u>318,800</u>	<u>358,500</u>	<u>390,100</u>
27	<u>193,300</u>	<u>238,500</u>	<u>274,000</u>	<u>302,300</u>	<u>320,900</u>	<u>360,000</u>	<u>391,700</u>				<u>188,700</u>	<u>235,000</u>	<u>270,300</u>	<u>299,300</u>	<u>319,500</u>	<u>360,000</u>	<u>391,700</u>
28	<u>195,100</u>	<u>239,900</u>	<u>275,600</u>	<u>303,500</u>	<u>321,500</u>	<u>361,500</u>	<u>393,500</u>				<u>190,500</u>	<u>236,400</u>	<u>271,900</u>	<u>300,500</u>	<u>320,200</u>	<u>361,500</u>	<u>393,500</u>
29	<u>196,600</u>	<u>240,900</u>	<u>276,600</u>	<u>304,700</u>	<u>322,300</u>	<u>362,900</u>	<u>395,000</u>				<u>192,000</u>	<u>237,400</u>	<u>273,100</u>	<u>301,700</u>	<u>321,000</u>	<u>362,900</u>	<u>395,000</u>
30	<u>198,500</u>	<u>242,400</u>	<u>278,400</u>	<u>305,400</u>	<u>323,000</u>	<u>364,200</u>	<u>396,400</u>				<u>194,100</u>	<u>238,900</u>	<u>274,900</u>	<u>302,700</u>	<u>321,800</u>	<u>364,200</u>	<u>396,400</u>
31	<u>200,500</u>	<u>243,800</u>	<u>279,800</u>	<u>306,400</u>	<u>323,600</u>	<u>365,600</u>	<u>397,900</u>				<u>196,200</u>	<u>240,300</u>	<u>276,400</u>	<u>303,700</u>	<u>322,400</u>	<u>365,600</u>	<u>397,900</u>
32	<u>202,500</u>	<u>245,100</u>	<u>281,300</u>	<u>307,300</u>	<u>324,100</u>	<u>367,100</u>	<u>399,400</u>				<u>198,300</u>	<u>241,600</u>	<u>278,000</u>	<u>304,800</u>	<u>322,900</u>	<u>367,100</u>	<u>399,400</u>
33	<u>204,300</u>	<u>246,100</u>	<u>282,600</u>	<u>308,200</u>	<u>324,900</u>	<u>368,000</u>	<u>399,900</u>				<u>200,100</u>	<u>242,600</u>	<u>279,400</u>	<u>306,000</u>	<u>323,800</u>	<u>368,000</u>	<u>399,900</u>

34	205,900	247,000	283,900	308,800	325,600	369,000	401,200			34	202,000	243,500	280,800	306,600	324,500	369,000	401,200
35	207,800	247,700	285,400	309,400	326,300	370,200	402,400			35	203,900	244,200	282,300	307,600	325,200	370,200	402,400
36	209,500	248,700	286,700	310,000	326,900	371,300	403,800			36	205,800	245,300	283,700	308,600	325,800	371,300	403,800
37	210,900	249,400	287,900	311,000	327,300	372,200	405,200			37	207,500	246,000	284,900	309,600	326,200	372,200	405,200
38	212,500	250,700	289,200	311,900	327,700	373,200	406,600			38	209,100	247,300	286,200	310,500	327,100	373,200	406,600
39	214,000	251,800	290,200	312,600	328,200	374,200	408,000			39	210,600	248,400	287,400	311,200	328,000	374,200	408,000
40	215,600	253,000	291,300	313,600	328,900	375,300	409,300			40	212,200	249,600	288,500	312,300	328,900	375,300	409,300
41	217,000	253,700	292,900	314,400	329,500	376,200	410,600			41	213,600	250,400	290,100	313,100	329,500	376,200	410,600
42	218,500	255,000	293,900	314,900	330,400	377,200	411,500			42	215,100	251,700	291,300	313,700	330,400	377,200	411,500
43	220,100	256,200	295,200	315,700	331,200	378,100	412,400			43	216,700	252,900	292,600	314,500	331,200	378,100	412,400
44	221,700	257,500	296,300	316,500	332,000	379,100	413,300			44	218,300	254,400	293,900	315,300	332,000	379,100	413,300
45	223,100	258,400	297,500	317,300	332,700	380,100	413,500			45	219,700	255,300	295,400	316,200	332,700	380,100	413,500
46	224,300	259,600	298,400	318,000	333,500	380,900	413,900			46	220,900	256,700	296,400	316,900	333,500	380,900	413,900
47	225,500	260,900	299,500	318,600	334,200	381,900	414,400			47	222,100	258,000	297,700	317,500	334,200	381,900	414,400
48	226,800	262,000	300,400	319,100	335,000	382,800	414,900			48	223,400	259,200	299,000	318,000	335,000	382,800	414,900
49	228,200	262,800	301,400	319,600	335,500	383,600	415,300			49	224,800	260,000	300,000	318,700	335,500	383,600	415,300
50	229,400	264,100	302,500	320,000	336,000	384,600	415,500			50	226,000	261,300	301,100	319,500	336,000	384,600	415,500
51	230,300	265,400	303,200	320,500	336,600	385,400	416,100			51	226,900	262,700	301,800	320,300	336,600	385,400	416,100
52	231,400	266,700	304,400	321,000	337,100	386,100	416,500			52	228,000	264,000	303,100	321,000	337,100	386,100	416,500
53	232,700	267,600	305,600	321,500	337,400	387,100	416,800			53	229,300	264,900	304,300	321,500	337,400	387,100	416,800
54	233,900	268,800	306,400	322,300	337,800	387,900	417,400			54	230,600	266,300	305,200	322,300	337,800	387,900	417,400
55	235,100	270,000	307,300	323,100	338,400	388,800	418,000			55	231,800	267,500	306,100	323,100	338,400	388,800	418,000
56	236,300	270,900	308,100	323,800	339,000	389,500	418,600			56	233,000	268,700	306,900	323,800	339,000	389,500	418,600
57	237,400	271,700	309,000	324,100	339,300	390,400	419,200			57	234,100	269,700	308,000	324,100	339,300	390,400	419,200
58	238,600	272,800	309,800	324,700	339,900	391,200	419,800			58	235,300	270,800	308,800	324,700	339,900	391,200	419,800
59	239,800	273,800	310,700	325,200	340,500	392,000	420,300			59	236,500	272,000	309,700	325,200	340,500	392,000	420,300
60	241,000	274,700	311,500	325,900	341,100	392,800	420,900			60	237,700	273,300	310,500	325,900	341,100	392,800	420,900
61	242,100	275,700	312,100	326,400	341,300	393,300	421,500			61	238,900	274,300	311,300	326,400	341,300	393,300	421,500
62	243,200	276,700	312,700	326,900	341,700	394,000	422,000			62	240,000	275,300	312,200	326,900	341,700	394,000	422,000
63	244,100	277,600	313,500	327,400	342,000	394,600	422,600			63	240,900	276,200	313,300	327,400	342,000	394,600	422,600
64	245,100	278,600	314,300	327,700	342,500	395,300	423,200			64	242,000	277,300	314,300	327,700	342,500	395,300	423,200
65	245,700	279,900	315,000	327,900	342,700	395,900	423,700			65	242,600	278,600	315,000	327,900	342,700	395,900	423,700

66	<u>246,500</u>	<u>280,800</u>	315,900	328,200	343,100	396,400	424,300
67	<u>247,300</u>	<u>281,500</u>	316,700	328,800	343,500	396,800	424,800
68	<u>248,100</u>	<u>282,600</u>	317,600	329,400	343,900	397,300	425,400
69	<u>248,800</u>	<u>283,400</u>	318,400	329,800	344,400	398,000	425,900
70	<u>249,400</u>	<u>284,100</u>	319,100	330,200	344,800		426,500
71	<u>250,000</u>	<u>284,900</u>	319,600	330,600	345,200		427,200
72	<u>250,800</u>	<u>285,600</u>	320,300	331,000	345,700		427,800
73	<u>251,600</u>	<u>286,300</u>	320,500	331,200	346,300		428,100
74	<u>251,900</u>	<u>286,900</u>	321,000	331,400	346,800		428,700
75	<u>252,200</u>	<u>287,500</u>	321,400	331,600	347,300		429,400
76	<u>252,500</u>	<u>287,900</u>	321,700	331,800	347,700		430,000
77	<u>252,800</u>	<u>288,400</u>	322,200	332,200	348,000		430,400
78	<u>253,100</u>	<u>288,800</u>	322,500	332,400	348,400		430,900
79	<u>253,400</u>	<u>289,200</u>	323,100	332,700	348,800		431,600
80	<u>253,700</u>	<u>289,500</u>	323,700	333,000	349,200		432,300
81	<u>254,000</u>	<u>290,000</u>	324,300	333,300	349,600		432,500
82	<u>254,300</u>	<u>290,600</u>	324,700	333,700	349,900		
83	<u>254,500</u>	<u>291,000</u>	325,000	334,000	350,300		
84	<u>254,800</u>	<u>291,500</u>	325,300	334,400	350,700		
85	<u>255,100</u>	<u>291,900</u>	325,500	334,700	351,100		
86		<u>292,200</u>	325,800	335,000	351,500		
87		<u>292,500</u>	326,000	335,400	351,900		
88		<u>292,800</u>	326,300	335,800	352,300		
89		<u>293,000</u>	326,600	336,000	352,700		
90		<u>293,200</u>	326,900	336,300			
91		<u>293,600</u>	327,100	336,600			
92		<u>293,900</u>	327,400	337,000			
93		<u>294,100</u>	327,600	337,400			
94		<u>294,500</u>	327,800	337,600			
95		<u>294,900</u>	328,200	337,900			
96		<u>295,300</u>	328,600	338,200			
97		<u>295,500</u>	328,800	338,500			

[illegible]

第2条 有明海自動車軌道船組職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。
次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	(勤勉手当) 第 21 条 略	改正前
2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、管理者が規則に定める基準に従つて定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、管理者が支給する勤勉手当の額の総額は、その者に所属する前項の職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、若しくは失職した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に <u>100 分の 100</u> を乗じて得た額の総額を超えてはならない。 3～5 略	2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、管理者が規則に定める基準に従つて定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、管理者が支給する勤勉手当の額の総額は、その者に所属する前項の職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、若しくは失職した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に <u>100 分の 100</u> を乗じて得た額の総額を超えてはならない。 3～5 略	2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、管理者が規則に定める基準に従つて定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、管理者が支給する勤勉手当の額の総額は、その者に所属する前項の職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、若しくは失職した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に <u>100 分の 105</u> を乗じて得た額の総額を超えてはならない。 3～5 略

(有明海自動車航送船組合特別職(常勤の管理者)の給与に関する条例の一部改正)

第3条 有明海自動車航送船組合特別職（常勤の管理者）の給与に関する条例（平成20年有明海自動車航送船組合条例第1号）の一部を次のように改正する。
次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	
(期末手当)	改正前
第3条（略） 2 前項の期末手当の額は、有明海自動車航送船組合職員の給与に関する条例（昭和33年有明海自動車航送船組合条例第3号。以下「職員給与条例」という。）の適用を受ける職員の例による。この場合において、期末手当基礎額は、給料の月額に100分の45を乗じて得た額を加算した額とし、期末手当の額の算定にあたっては、職員給与条例第20条第2項中「100分の120」とあるのは「100分の167.5」とする。	(期末手当) 第3条（略） 2 前項の期末手当の額は、有明海自動車航送船組合職員の給与に関する条例（昭和33年有明海自動車航送船組合条例第3号。以下「職員給与条例」という。）の適用を受ける職員の例による。この場合において、期末手当基礎額は、給料の月額に100分の45を乗じて得た額を加算した額とし、期末手当の額の算定にあたっては、職員給与条例第20条第2項中「100分の120」とあるのは「100分の162.5」とする。

第4条 有明海自動車航送船組合特別職（常勤の管理者）の給与に関する条例の一部を次のように改正する。
次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	
(期末手当)	改正前
第3条（略） 2 前項の期末手当の額は、有明海自動車航送船組合職員の給与に関する条例（昭和33年有明海自動車航送船組合条例第3号。以下「職員給与条例」という。）の適用を受ける職員の例による。この場合において、期末手当基礎額は、給料の月額に100分の45を乗じて得た額を加算した額とし、期末手当の額の算定にあたっては、職員給与条例第20条第2項中「100分の120」とあるのは「100分の165」とする。	(期末手当) 第3条（略） 2 前項の期末手当の額は、有明海自動車航送船組合職員の給与に関する条例（昭和33年有明海自動車航送船組合条例第3号。以下「職員給与条例」という。）の適用を受ける職員の例による。この場合において、期末手当基礎額は、給料の月額に100分の45を乗じて得た額を加算した額とし、期末手当の額の算定にあたっては、職員給与条例第20条第2項中「100分の120」とあるのは「100分の167.5」とする。

附 則
(施行期日等)

- この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条及び第4条の規定は、令和5年4月1日から施行する。
- 第1条の規定による改正後の有明海自動車航送船組合職員の給与に関する条例（以下「改正後の職員給与条例」という。）の規定は、令和4年4月1日（改正後の職員給与条例第21条第2項の規定にあっては、令和4年12月1日）から適用する。
- 第3条の規定による改正後の有明海自動車航送船組合特別職（常勤の管理者）の給与に関する条例（以下「改正後の特別職給与条例」という。）の規定は、令和4年12月1日から適用する。
(適用日前の異動者の号給の調整)
- 令和4年4月1日（以下「適用日」という。）前に職務の級を異にして異動した職員及び管理者の定めるこれに準ずる職員の適用日における号給については、その者が適用日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、管理者の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。
(給与の内払)

5 改正後の職員給与条例、改正後の特別職給与条例の規定を適用する場合においては、第 1 条の規定による改正前の有明海自動車航送船組合職員の給与に
関する条例、第 3 条の規定による改正前の有明海自動車航送船組合特別職（常勤の管理職）の給与に関する条例に基づいて支給された給与は、それぞれ改
正後の職員給与条例、改正後の特別職給与条例の規定による給与の内払とみなす。

（規則への委任）

6 附則第 2 項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

有明海自動車航送船組合職員の定年等に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。
令和5年（2023年）2月24日

有明海自動車航送船組合
管理者 栗林 堅一郎

有明海自動車航送船組合条例第2号

有明海自動車航送船組合職員の定年等に関する条例等の一部を改正する条例
(有明海自動車航送船組合職員の定年等に関する条例の一部改正)

第1条 有明海自動車航送船組合職員の定年等に関する条例（昭和59年有明海自動車航送船組合条例第3号）の一部を次のように改正する。
次の表に掲げる規定の改正部分は下線の部分である。

改正後	改正前
目次 <u>第1章 総則（第1条）</u> <u>第2章 定年制度（第2条～第5条）</u> <u>第3章 管理監督職務上限年齢制（第6条～第11条）</u> <u>第4章 定年前再任用短時間勤務制（第12条・第13条）</u> <u>第5章 雑則（第14条）</u> <u>附則</u> <u>第1章 総則</u> （趣旨） 第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第22条の4第1項及び第2項、第22条の5第1項、第28条の2、第28条の5、第28条の6第1項から第3項まで並びに第28条の7の規定に基づき、有明海自動車航送船組合職員（以下「職員」という。）の定年等に関し必要な事項を定めるものとする。 <u>第2章 定年制度</u> （定年） 第3条 職員の定年は、年齢<u>65</u>年とする。 （定年による退職の特例） 第4条 管理者は、定年に達した職員が第2条の規定により退職すべきこととなる場合において、次に掲げる事由があると認めるときは、<u>同条の規定にかかわらず、当該職員に係る定年退職日の翌日から起算して1年を超えない範囲内で期限を定め、当該職員を当該定年退職日において従事している職務に従事させるため、引き続き勤務させることができる。</u>ただし、第9条第1項から第4項までの規定により異動期間（第9条第1項に規定する異動期間をいう。以下この項及び事項において同じ。（第9条第1項又は第2項の規定により延長された異動期間を含む。）を延長した職員であつて、定年退職日において管理監督職（第6条に規定する職をいう。以下この条及び第3章において同じ。）を占めている職員については、第9条第1項又は第2項の規定により当該異動期間を延長した場合であつて、当	（趣旨） 第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の2第1項から第3項まで、第28条の3並びに第28条の4第1項及び第2項の規定に基づき、有明海自動車航送船組合職員（以下「職員」という。）の定年等に関し必要な事項を定めるものとする。 （定年） 第3条 職員の定年は、年齢<u>60</u>年とする。 （定年による退職の特例） 第4条 管理者は、定年に達した職員が第2条の規定により退職すべきこととなる場合において、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、<u>その職員に係る定年退職日の翌日から起算して1年を超えない範囲内で期限を定め、その職員を当該職務に従事させるため引き続き勤務させることができる。</u>

該期限は、当該職員が占めている管理監督職に係る移動期間の末日の翌日から起算して3年を超えることができない。

(1) 当該職務が高度の知識、技能又は経験が必要とするものであるため、当該職員の退職により生ずる欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。

(2) 当該職務に係る勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、当該職員の退職により生ずる欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。

(3) 当該職務を担当する者の交替が当該業務の遂行上重大な障害となる特別の事情があるため、当該職員の退職により公務の運営に著しい支障が生ずること。

2 管理者は、前項の期限又はこの項の規定により延長された期限が到来する場合において、前項各号に掲げる事由が引き続きあると認めるときは、これらの期限の翌日から起算して1年を超えない範囲内で期限を延長することができる。ただし、当該職員に係る定年退職に属する職員は、当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して3年を超えることができない。

3 管理者は、第1項の規定により職員を引き続き勤務させる場合又は前項の規定により期限を延長する場合には、当該職員の同意を得なければならない。

4 管理者は、第1項の規定により引き続き勤務することとされた職員及び第2項の規定により期限が延長された職員について、第1項の期限又は第2項の規定により延長された期限が到来する前に第1項各号に掲げる事由がなくなつたと認めるときは、当該職員の同意を得て、期日を定めて当該期限を繰り上げるものとする。

5 略

削除

(定年に関する施策の調査等)

第5条 略

第3章 管理監督職勤務上限年齢制
(管理監督職勤務上限年齢制の対象となる管理監督職)

第6条 法第28条の2第1項に規定する条例で定める職は、次に掲げる職とする。

(1) 当該職務が高度の知識、技能又は経験が必要とするものであるため、その職員の退職により公務の運営に著しい支障が生ずるとき。

(2) 当該職務に係る勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、その職員の退職による欠員を容易に補充することができないとき。

(3) 当該職務を担当する者の交替がその業務の遂行上重大な障害となる特別の事情があるため、その職員の退職により公務の運営に著しい支障が生ずるとき。

2 管理者は、前項の期限又はこの項の規定により延長された期限が到来する場合において、前項の事由が引き続き存すると認めるときは、1年を超えない範囲内で期限を延長することができる。ただし、その期限は、その職員に係る定年退職日の翌日から起算して3年を超えることができない。

3 管理者は、第1項の規定により職員を引き続き勤務させる場合又は前項の規定により期限を延長する場合には、当該職員の同意を得なければならない。

4 管理者は、第1項の期限又は第2項の規定により延長された期限が到来する前に第1項の事由が存しなくなつたと認めるときは、当該職員の同意を得て、期日を定めてその期限を繰り上げて退職させることができる。

5 略

(定年退職者の再任用)

第5条 管理者は、第2条の規定により退職した者又は前条の規定により引き続き勤務した後退職した者について、次の各号に該当し、かつ、公務の能率的運営を確保するため特に必要があると認めるときは、1年を超えない範囲内で任期を定め、その者を常時勤務を要する職に採用することができ、この場合において、その職は、その者が退職する前に任用されていた職と職務の複雑と責任の度が同等以下と認められる職でなければならぬ。

(定年に関する施策の調査等)

第6条 略

(1) 職員の給与に関する条例 (昭和 33 年組合条例第 3 号) 第 10 条第 1 項に規定する管理職手当を支給される職員の職 (2) 前号に掲げる職のほか、これらに相当する職として規則で定める職 (管理監督職務上限年齢) 第 7 条 法第 28 条の 2 第 1 項に規定する管理監督職務上限年齢は、年齢 60 年とする。 (他の職への降任等を行うに当たって遵守すべき基準) 第 8 条 管理者は、法第 28 条の 2 第 4 項に規定する他の職への降任等 (以下この章において「他の職への降任等」という。) を行うに当たっては、法第 13 条、第 15 条、第 23 条の 3、第 27 条第 1 項及び第 56 条に定めるもののほか、次に掲げる基準を遵守しなければならない。 (1) 当該職員の人事評価の結果又は勤務の状況及び職務経験等に基づき、降任又は転任 (降給を伴う転任に限る。) (以下この条及び第 10 条において「降任等」という。) をしようとする職の属する職制上の段階の標準的な職に係る法第 15 条の 2 第 1 項第 5 号に規定する標準職務遂行能力 (以下次条第 3 項において「標準職務遂行能力」という。) 及び当該降任等をしようとする職についての適性を有すると認められる職に、降任等を行うこと。 (2) 人事の計画その他の事情を考慮した上で、管理監督職以外の職又は管理監督職務上限年齢が当該職員の年齢を超える管理監督職のうちできる限り上位の職制上の段階に属する職に、降任等を行うこと。 (3) 当該職員の他の職への降任等をする際に、当該職員が占めていた管理監督職が属する職制上の段階より上位の職制上の段階に属する管理監督職を占める職員 (以下この号において「上位職職員」という。) の他の職への降任等もする場合には、第 1 号に掲げる基準に従った上での状況その他の事情を考慮してやむを得ないと認められるときを除き、上位職職員の降任等をした職が属する職制上の段階と同じ職制上の段階又は当該職制上の段階より下位の職制上の段階に属する職に、降任等を行うこと。 (管理監督職務上限年齢による降任等及び管理監督職への任用の制限の特例) 第 9 条 管理者は、他の職への降任等をするべき管理監督職を占める職員について、次に掲げる事由があると認めるときは、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間 (当該管理監督職に係る管理監督職務上限年齢に達した日の翌日から同日以後における最初の 4 月 1 日までの間をいう。以下この章において同じ。) の末日の翌日から起算して 1 年を超えない期間内 (当該期間内に定年退職日がある職員にあっては、当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内。第 3 項において同じ。) で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占める職員に、当該管理監督職を占めたまま勤務をさせることができる。	
--	--

- (1) 当該職務が高度の知識、技能又は経験が必要とするものであるため、当該職員の他の職への降任等により生ずる欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。
- (2) 当該職務に係る勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、当該職員の他の職への降任等により生ずる欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。
- (3) 当該職務を担当する者の交替が当該業務の遂行上重大な障害となる特別の事情があるため、当該職員の他の職への降任等により公務の運営に著しい支障が生ずること。
2. 管理者は、前項又はこの項の規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について、前項各号に掲げる事由が引き続きあると認めるときは、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内（当該期間内に定年退職日がある職員にあっては、延長された当該異動期間の末日の翌日から定年退職日まで）の期間内、第4項において同じ。）で延長された当該異動期間を更に延長することができる。ただし、更に延長される当該異動期間の末日は、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して3年を超えないことではない。
3. 管理者は、第1項の規定により異動期間を延長することができる場合を除き、他の職への降任等をすべき特定管理監督職群（職務の内容が相互に類似する複数の管理監督職であって、これらの欠員を容易に補充することができない年齢別構成その他の特別の事情がある管理監督職として規則で定める管理監督職をいう。以下この項において同じ。）に属する管理監督職を占める職員について、当該特定管理監督職群に属する管理監督職の属する職制上の段階の標準的な職に係る標準職務遂行能力及び当該管理監督職についての適性を有すると認められる職員（当該管理監督職に係る管理監督職務勤務上限年齢に達した職員を除く。）の数が当該管理監督職の教員に満たない等の事情があるため、当該職員その他の職への降任等により当該管理監督職に生ずる欠員を容易に補充することができず業務の遂行に重大な障害が生ずると認めるときは、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占めている職員に当該管理監督職を占めたまま勤務をさせ、又は当該職員を当該管理監督職が属する特定管理監督職群の他の管理監督職に降任し、若しくは転任することができる。
4. 管理者は、第1項若しくは第2項の規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について前項に規定する事由があると認めるとき（第2項の規定により延長された当該異動期間を更に延長することができるときを除く。）、又は前項若しくはこの項の規定により異動期間（前3項又はこの項の規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について

前項に規定する事由が引き続きあると認めるときは、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内で延長された当該異動期間を更に延長することができる。

(異動期間の延長等に係る職員の同意)

第10条 管理者は、前条第1項から第4項までの規定により異動期間を延長する場合及び同条第3項の規定により他の管理監督職に降任等をする場合には、あらかじめ職員の同意を得なければならない。

(異動期間の延長事由が消滅した場合の措置)

第11条 管理者は、第9条の規定により異動期間を延長した場合において、当該異動期間の末日の到来前に当該異動期間の延長の事由が消滅したときは、他の職への降任等をするものとする。

第4章 定年前再任用短時間勤務制

(定年前再任用短時間勤務職員の任用)

第12条 管理者は、年齢60年に達した日以後に退職（臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員が退職する場合を除く。）をした者（以下この条及び次条において「年齢60年以上退職者」という。）を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づき選考により、短時間勤務の職（当該職を占める職員の1週間当たり通常の勤務時間が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占める職員の1週間当たりの通常の勤務時間に比し短い間である職をいう。以下この条及び次条において同じ。）に採用することができる。ただし、年齢60年以上退職者がその者を採用しようとする短時間勤務の職に係る定年退職日相当日（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めてい

るものとした場合における定年退職日をいう。）を経過した者であるときは、この限りでない。

第5章 雑則

(雑則)

第13条 この条例の実施に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

1 及び 2

削除

附 則

1 及び 2

略

3 第5条の規定は、改正法附則第3条の規定により職員が退職した場合又は前項において準用する第4条の規定により職員勤務した後退職した場合について準用する。この場合において、第5条第1項中「第2条」とあるのは「地方公務員法の一部を改正する法律（昭和56年法律第92号）附則第3条」と、同条第3項中「その者に係る定年退職日」とあるのは「その者が第3条に定める年齢に達した日」と読み替えるものとする。

(定年に関する経過措置)

3 令和5年4月1日から令和13年3月31日までの間における第3条第1項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる期間の区分に応じ、同

項中「65 年」とあるのはそれぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。	
令和 5 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日まで	61 年
令和 7 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで	62 年
令和 9 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日まで	63 年
令和 11 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日まで	64 年
(情報の提供及び勤務の意思の確認)	
4 管理者は、当分の間、職員（臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員、非常勤職員を除く。以下この項において同じ。）が年齢 60 年に達する日の属する年度の前年度（以下この項において「末うべき年度の末日を経過することとなった職員（以下この項において「末日経過職員」という。）を除く。）にあっては当該職員が採用された日から同日の属する年度の末日までの期間、末日経過この項において「情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度」という。）（情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度に職員でなかった者で、当該情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度の末日後に採用された職員（異動等により情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度の末日を経過することとなった職員（以下この項において「末日経過職員」という。）を除く。）にあっては当該職員が採用された日から同日の属する年度の末日までの期間、末日経過職員にあっては当該職員の異動等の日が属する年度（当該日が年度の初日である場合は、当該年度の前年度））において、当該職員に對し、当該職員が年齢 60 年に達する日以後に適用される任用及び給与に関する措置の内容その他の必要な情報を提供するものとともに、同日の翌日以後における勤務の意思を確認するよう努めるものとする。	

(有明海自動車航送船組合職員の分限に関する条例の一部改正)
第 2 条 有明海自動車航送船組合職員の分限に関する条例（昭和 33 年有明海自動車航送船組合条例第 13 号）の一部を次のように改正する。
次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	
附 則	附 則
1 略	1 略
(降給)	
2 当分の間、有明海自動車航送船組合職員の給与に関する条例附則第 8 項に規定する措置については、法第 27 条第 2 項の規定による降給とみなす。	
3 有明海自動車航送船組合職員の給与に関する条例附則第 8 項に規定する措置の適用を受ける職員には、規則で定めるところにより、同項の規定の適用により給料月額が異動することとなった旨の通知を行うものとする。	

る。	
(有明海自動車航送船組合職員の懲戒に関する条例の一部改正) 第 3 条 有明海自動車航送船組合の懲戒に関する条例 (昭和 33 年有明海自動車航送船組合条例第 12 号) の一部を次のように改正する。 次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。	
改正後	改正前
(減給) 第 3 条 減給は、1 日以上 6 月以下の期間、その発令の日に受ける給料の額及びこれに対する勤務地手当の合計額の 10 分の 1 以下に相当する額を減ずるものとする。この場合において、その減ずる額が現に受ける給料の額の 10 分の 1 に相当する額を超えるときは、当該額を減ずるものとする。	(減給) 第 3 条 減給は、1 日以上 6 月以下、給料及びこれに対する勤務地手当の合計額の 10 分の 1 以下を減ずるものとする。
(有明海自動車航送船組合職員等の旅費に関する条例の一部改正) 第 4 条 有明海自動車航送船組合職員等の旅費に関する条例 (昭和 33 年有明海自動車航送船組合条例第 5 号) の一部を次のように改正する。 次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。	
改正後	改正前
(趣旨) 第 1 条 この条例は、地方公務員法 (昭和 25 年法律第 161 号) 第 24 条第 5 項の規定に基づき、公務のために旅行する有明海自動車航送船組合職員(以下「職員」という。)及び職員以外のものに対し、支給する旅費に關し、必要な事項を定めるものとする。 (旅費の支給) 第 3 条 略 2 略 (1) ～(5) 略 (6) 職員の定年等に関する条例 (昭和 59 年有明海自動車航送船組合条例第 3 号) 第 2 条の定年による退職 (同条例第 4 条第 1 項の期限又は同条第 2 項の規定により延長された期限の到来による退職を含む。)をし、又は地方公務員法第 22 条の 4 第 1 項により短時間勤務の職を占める職員として採用され、その任期の満了による退職をした職員が規則で定める期間内にその居住地を出発して帰住したときには、当該職員 3 ～ 6 略	(趣旨) 第 1 条 この条例は、地方公務員法 (昭和 25 年法律第 161 号) 第 24 条第 6 項の規定に基づき、公務のために旅行する有明海自動車航送船組合職員(以下「職員」という。)及び職員以外のものに対し、支給する旅費に關し、必要な事項を定めるものとする。 (旅費の支給) 第 3 条 略 2 略 (1)～(5) 略 3 ～ 6 略
(有明海自動車航送船組合職員の給与に関する条例の一部改正) 第 5 条 有明海自動車航送船組合職員の給与に関する条例 (昭和 33 年有明海自動車航送船組合条例第 3 号) の一部を次のように改正する。 次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。	

改正後	改正前
(初任給、昇格及び昇給等の基準) 第 6 条 略 2 ～ 10 略 11 法第 22 条の 4 第 3 項に規定する定年前再任用短時間勤務職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）の給料月額、当該定年前再任用短時間勤務職員に適用される基準給料月額のうち、第 2 項の規定により当該定年前再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、有明海自動車航送船組合事例第 10 号。以下「職員勤務時間条例」という。）第 3 条第 2 項の規定により定められた当該定年前再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第 1 項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。 (通勤手当) 第 12 条の 3 略 2 略 (1) 略 (2) 前項 2 号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ次に定める額 支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して規則で定める職員にあっては、その額から、その額に規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額) イ ～ リ 略 (3) 略 3 ～ 6 略 (時間外勤務手当) 第 14 条 略 (1) 及び (2) 略 2 定年前再任用短時間勤務職員が、正規の勤務時間が割り振られた日において、正規の勤務時間外にした勤務のうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が 8 時間に達するまでの間の勤務に対する前項の規定の適用については、同項中「正規の勤務時間外にした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ 100 分の 125 から 100 分の 150 までの範囲内で規則で定める割合」とあるのは、「100 分の 100」とする。 (勤務 1 時間当たりの給与額の算出) 第 17 条 前 4 条に規定する勤務 1 時間当たりの給与額は、給料の月額及びこれに対する地域手当の月額その他規則で定める手当の額の合計額に 12 を乗じ、その額を 1 週間当たりの勤務時間に 52 を乗じたものから 8 時間（定年前再任用短時間勤務職員にあっては、規則で定める時間）に 18 を乗じたものを減じたもので除した額とする。 (特定の職員についての適用除外) 第 19 条 第 14 条から第 16 条までの規定は、管理職員には適用しない。	(初任給、昇格及び昇給等の基準) 第 6 条 略 2 ～ 10 略 (通勤手当) 第 12 条の 3 略 2 略 (1) 略 (2) 前項 2 号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ次に定める額 イ ～ リ 略 (3) 略 3 ～ 6 略 (時間外勤務手当) 第 14 条 略 (1) 及び (2) 略 (勤務 1 時間当たりの給与額の算出) 第 17 条 前 4 条に規定する勤務 1 時間当たりの給与額は、給料の月額及びこれに対する地域手当の月額その他規則で定める手当の額の合計額に 12 を乗じ、その額を 1 週間当たりの勤務時間に 52 を乗じたものから 8 時間に 18 を乗じたものを減じたもので除した額とする。 (時間外勤務手当等に関する適用除外) 第 19 条 第 14 条、第 15 条第 2 項及び第 16 条の規定は、管理職員には適

2 第6条第3項から第10項まで、第10条の2から第12条の2まで及び第12条の4の規定は、定年前再任用短時間勤務職員には適用しない。 (期末手当) 第20条 略 2 略 3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の120」とあるのは「100分の67.5」とする。 4 第2項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在）において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額とする。 5 略 6 略 (勤勉手当) 第21条 略 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、管理者が規則に定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、管理者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。 (1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の95を乗じて得た額の総額 (2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に100分の45を乗じて得た額の総額 3 略 4 第20条第5項の規定は、第2項の勤勉手当基礎額について準用する。この場合において、同条第5項中「前項」とあるのは、「第21条第3項」と読み替えるものとする。 5 略 附 則 1 ～ 7 略 8 当分の間、職員の給料月額は、当該職員が60歳に達した日後における最初の4月1日（以下附則第30項において「特定日」という。）以後、当該	用しない。 (期末手当) 第20条 略 2 略 3 前項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在）において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額とする。 4 略 5 略 (勤勉手当) 第21条 略 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、管理者が規則に定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、管理者が支給する勤勉手当の額の総額は、その者に所属する前項の職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の95を乗じて得た額の総額を超えてはならない。 3 略 4 第20条第4項の規定は、第2項の勤勉手当基礎額について準用する。この場合において、同条第4項中「前項」とあるのは、「第21条第3項」と読み替えるものとする。 5 略 附 則 1 ～ 7 略
--	---

職員に適用される給料表の給料月額のうち、第 6 条第 2 項の規定により当該職員の属する職務の級並びに同条第 3 項、第 4 項、第 6 項及び第 7 項の規定により当該職員の受ける号給に応じた額に 100 分の 70 を乗じて得た額（当該額に、50 円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50 円以上 100 円未満の端数を生じたときはこれを 100 円に切り上げるものとする。）とする。

9 前項の規定は、次の各号に掲げる職員には適用しない。

- (1) 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員
- (2) 職員の定年等に関する条例第 9 条第 1 項又は第 2 項の規定により同条第 1 項に規定する異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）を延長された同条例第 6 条に規定する管理監督職を占める職員
- (3) 職員の定年等に関する条例第 4 条第 1 項又は第 2 項の規定により勤務している職員（同条例第 2 条に規定する定年退職日において前項の規定が適用されていた職員を除く。）

10 地方公務員法第 28 条の 2 第 4 項に規定する他の職への降任等をされた職員であつて、当該他の職への降任等をされた日（以下この項及び附則第 12 項において「異動日」という。）の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員のうち、特定日に附則第 8 項の規定により当該職員の受ける給料月額（以下この項において「特定日給料月額」という。）が異動日の前日に当該職員が受けていた給料月額に 100 分の 70 を乗じて得た額（当該額に、50 円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50 円以上 100 円未満の端数を生じたときはこれを 100 円に切り上げるものとする。以下この項において「基礎給料月額」という。）に達しないこととなる職員（人事委員会規則で定める職員を除く。）には、当分の間、特定日以後、附則第 8 項の規定により当該職員の受ける給料月額のほか、基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を給料として支給する。

11 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が第 6 条第 2 項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額を超える場合における前項の規定の適用については、同項中「基礎給料月額と特定日給料月額」とあるのは、「第 6 条第 2 項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額と当該職員の受ける給料月額」とする。

12 異動日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（附則第 8 項の規定の適用を受ける職員に限り、附則第 10 項に規定する職員を除く。）であつて、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、規則で定めるところにより、附則第 10 項及び第 11 項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。

13 附則第 10 項又は前項の規定による給料を支給される職員以外の附則第

8項の規定の適用を受ける職員であつて、任用の事情を考慮して当該給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額額のほか、人事委員会規則で定めるところにより、前3項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。

14 附則第10項又は前2項の規定による給料を支給される職員に対する第20条第5項（第21条第4項において準用する場合を含む。）及び第21条の4の規定の適用については、これらの規定中「給料月額」とあるのは、「給料月額と附則第10項、第12項又は第13項の規定による給料の額との合計額」とする。

15 附則第8項から前項までに定めるもののほか、附則第8項の規定による給料月額、附則第10項の規定による給料その他附則第8項から前項までの規定の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

別表第1 (第5条関係)

行政職給料表										
職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外	略									
の職員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
定年前再任用短時間勤務職員		円 187,700	円 215,200	円 255,200	円 274,600	円 289,700	円 315,100	円 356,800	円 389,900	円 441,400

略

別表第2 (第5条関係)

[illegible][illegible]

別表第1 (第5条関係)

行政職給料表									
職務 の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
給料 号	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額

略

略

別表第2 (第5条関係)

[illegible]

略		略										備考 略	
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員													
定年前再任用短時間勤務職員													
		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額		基 準 給料月額
		215,100	229,600	231,600	253,700	282,200	312,000	320,400					

(有明海自動車航送船組合理職員の勤務時間に関する条例の一部改正)
第 6 条 有明海自動車航送船組合理職員の勤務時間に関する条例（昭和 33 年有明海自動車航送船組合理条例第 10 号）の一部を次のように改正する。
次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後		改正前	
(目的)		(目的)	
第 1 条 この条例は地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 24 条第 5 項の規定に基づき、職員の勤務時間に関し、必要な事項を定めることを目的とする。 (勤務時間)		第 1 条 この条例は地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 24 条第 6 項の規定に基づき、職員の勤務時間に関し、必要な事項を定めることを目的とする。 (勤務時間)	
第 3 条 略		第 3 条 略	
2 地方公務員法第 22 条の 4 第 1 項又は第 22 条の 5 第 1 項若しくは第 2 項の規定により採用された職員で同法第 22 条の 4 第 1 項に規定する短時間の勤務の職を占めるもの（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）の勤務時間は、第 1 項の規定にかかわらず、4 週間を超えない期間につき 1 週間当たり 16 時間から 32 時間までの範囲内で、管理者が定める。		2 任命権者は職員の勤務条件の特殊性その他の事由により、前項の規則で定める勤務時間により難しい場合においては、同行に規定する時間の範囲内で、勤務時間を変更することができる。	
3 任命権者は職員の勤務条件の特殊性その他の事由により、第 1 項の規則で定める勤務時間により難しい場合においては、同行に規定する時間の範囲内で、勤務時間を変更することができる。		2 任命権者は職員の勤務条件の特殊性その他の事由により、前項の規則で定める勤務時間により難しい場合においては、同行に規定する時間の範囲内で、勤務時間を変更することができる。	
4 略		3 略	
5 日曜日及び土曜日は、勤務を要しない日とし、第 1 項、第 3 項及び第 4 項の勤務時間は、規則で定めるところにより、月曜日から金曜日までの 5 日間において、任命権者がその割振りを行うものとする。ただし、任命権者は、定年前再任用短時間勤務職員については、日曜日及び土曜日に加えて月曜日から金曜日までの 5 日間において勤務を要しない日を設定すること		4 日曜日及び土曜日は、勤務を要しない日とし、前 3 項の勤務時間は、規則で定めるところにより、月曜日から金曜日までの 5 日間において、任命権者がその割振りを行うものとする。ただし、任命権者は、特別の勤務に従事する職員については、規則で定める期間につき 1 週間当たり 1 日以上 の割合で勤務を要しない日を設定する場合に限り、規則の定めるところによ	

ができる。また、任命権者は、特別の勤務に従事する職員（当該勤務に従事する再任用短時間勤務職員を含む）については、規則で定める期間につき 1 週間当たり 1 日以上の割合で勤務を要しない日を設ける場合に限り、規則の定めるところにより、勤務を要しない日及び勤務時間の割振りについて別に定めることができる。	り、勤務を要しない日及び勤務時間の割振りについて別に定めることができる。
6. 略	5. 略

(有明海自動車航送船組合職員の休日休暇に関する条例の一部改正)
第 7 条 有明海自動車航送船組合職員の休日休暇に関する条例（昭和 33 年有明海自動車航送船組合条例第 14 号）の一部を次のように改正する。
次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
(年次休暇) 第 5 条 管理者は、職員に、1 年につき、20 日（年の中途において採用された職員については、別に規則で定める日）の有給休暇を与えるものとする。	(年次休暇) 第 5 条 管理者は、職員に、1 年につき、20 日（年の中途において採用された職員については、別に規則で定める日）の有給休暇を与えるものとする。

(公益法人等への有明海自動車航送船組合職員の派遣等に関する条例の一部改正)
第 8 条 公益法人等への有明海自動車航送船組合職員の派遣等に関する条例（平成 14 年有明海自動車航送船組合条例第 6 号）に関する条例の一部を次のように改正する。
次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
(目的) 第 1 条 この条例は地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 24 条第 5 項の規定に基づき、職員の勤務時間に関し、必要な事項を定めることを目的とする。 (公益法人等への職員の派遣) 第 2 条 略 2 略 (1)～(3) 略 (4) 有明海自動車航送船組合職員の定年等に関する条例（昭和 59 年有明海自動車航送船組合条例第 3 号。以下「定年条例」という。）第 4 条第 1 項の規定により引き続き勤務させることとされ、又は同条第 2 項の規定により期限を延長することとされている職員	(目的) 第 1 条 この条例は地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 24 条第 6 項の規定に基づき、職員の勤務時間に関し、必要な事項を定めることを目的とする。 (公益法人等への職員の派遣) 第 2 条 略 2 略 (1)～(3) 略 (4) 有明海自動車航送船組合職員の定年等に関する条例（昭和 59 年有明海自動車航送船組合条例第 3 号。以下「定年条例」という。）第 4 条第 1 項の規定により引き続き勤務させることとされ、又は同条第 2 項の規定により期限を延長することとされている職員及び定年条例第 5 条第 1 項の規定により採用することとされ、同条第 2 項の規定により任期を更新することとされている職員

(5) 略	(5) 略
-------	-------

附 則

- 第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。
- 第2条 管理者は、この条例の施行の一部改正に伴う勤務延長に関する経過措置（職員の定年等に関する条例の一部改正の日（以下「施行日」という。）前にこの条例による改正前の有明海自動車航送船組合職員の定年等に関する条例（以下「旧条例」という。）第4条第1項又は第2項の規定により勤務することとされ、かつ、旧条例勤務延長期限（同条第1項の期限又は同条第2項の規定により延長された期限をいう。以下この項において同じ。）が施行日以後に到来する職員（以下この項において「旧条例勤務延長職員」という。）について、旧条例勤務延長期限又はこの項の規定により延長された期限が到来する場合において、この条例による改正後の有明海自動車航送船組合職員の定年等に関する条例（以下「新条例」という。）第4条第1項各号に掲げる事由が引き続きあると認めるときは、これらの期限の翌日から起算して1年を超えない範囲内で期限を延長することができる。ただし、当該期限は、当該旧条例勤務延長職員に係る旧条例第2条に規定する定年退職日の翌日から起算して3年を超えることができない。
- 2 管理者は、基準日（施行日、令和7年4月1日、令和9年4月1日及び令和13年4月1日をいう。以下この項において同じ。）から基準日の翌年の3月31日までの間、基準日における新条例定年（新条例第3条に規定する定年をいう。以下同じ。）が基準日の前日における新条例定年（基準日が施行日である場合には、施行日の前日における旧条例第3条に規定する定年）を超える職（基準日における新条例定年が新条例第3条第1項に規定する定年である職に限る。）及びこれに相当する基準日以後に設置された職その他の規則で定める職に、基準日から基準日の翌年の3月31日までの間に新条例第4条第1項若しくは第2項の規定、地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号。以下「令和3年改正法」という。）附則第3条第5項又は前項の規定により勤務している職員のうち、基準日の前日において同日における当該職に係る新条例定年（基準日が施行日である場合には、施行日の前日における旧条例第3条に規定する定年）に達している職員（当該規則で定める職にあっては、規則で定める職員）を、昇任し、降任し、又は転任することができない。
- 3 新条例第4条第3項から第5項までの規定は、第1項の規定による勤務について準用する。
- （職員の定年等に関する条例の一部改正に伴う定年退職者等の再任用に関する経過措置）
- 第3条 任命権者は、次に掲げる者のうち、年齢65年に達する日以後における最初の3月31日（以下この条から附則第6条までにおいて「特定年齢到達年度の末日」という。）までの間にある者であつて、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る旧条例定年（旧条例第3条に規定する定年をいう。以下同じ。）（施行日以後に新たに設置された職及び施行日以後に組織の変更等により名称が変更された職にあっては、当該職が施行日の前日に設置されていいたものとした場合における旧条例定年で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。
- （1） 施行日前に旧条例第2条の規定により退職した者
- （2） 旧条例第4条第1項若しくは第2項、令和3年改正法附則第3条第5項又は前条第1項の規定により勤務した後退職した者
- （3） 25年以上勤続して施行日前に退職した者（前2号に掲げる者を除く。）であつて、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間にあつて、当該退職した者
- （4） 25年以上勤続して施行日前に退職した者（前3号に掲げる者を除く。）であつて、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間に、旧地方公務員法再任用（令和3年改正法による改正前の地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用することをいう。）又は暫定再任用（この項若しくは次項、附則第4条第1項若しくは第2項の規定により採用することをいう。次項第5号において同じ。）をされたことがある者
- 2 令和14年3月31日までの間、任命権者は、次に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であつて、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る新条例定年に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。
- （1） 施行日以後に新条例第2条の規定により退職した者
- （2） 施行日以後に新条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務した後退職した者

- (3) 施行日以後に新条例第12条の規定により採用された者のうち、令和3年改正法による改正後の地方公務員法（以下「新地方公務員法」という。）第22条の4第3項に規定する任期が満了したことにより退職した者
- (4) 25年以上勤続して施行日以後に退職した者（前各号に掲げる者を除く。）であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間に
ある者
- (5) 25年以上勤続して施行日以後に退職した者（前各号に掲げる者を除く。）であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間に、
暫定再任用をされたことがある者
- 3 前2項の任期又はこの項の規定により更新された任期は、1年を超えない範囲内で更新することができる。ただし、当該任期の末日は、前2項の規定により採用する者又はこの項の規定による更新する者の特定年齢到達年度の末日以前でなければならない。
- 4 暫定再任用職員（令和3年改正法附則第4条第1項若しくは第2項、第6条第1項若しくは第2項までの規定により採用された職員をいう。以下同じ。）の前項の規定による任期の更新は、当該暫定再任用職員の当該更新直前の任期における勤務実績が、当該暫定再任用職員の勤務の状況を示す事実に基づき良好である場合に行うことができる。
- 5 管理者は、暫定再任用職員の任期を更新する場合には、あらかじめ当該暫定再任用職員の同意を得なければならない。
- 第4条 管理者は、新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、附則第3条第1項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間に
ある者であって、当該者を採用しようとする短時間勤務の職（新条例第12条に規定する短時間勤務の職をいう。以下同じ。）に係る旧条例定年相当地年齢（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における旧条例定年（施行日以後に新たに設置された短時間勤務の職及び施行日以後に組織の変更等により名称が変更された短時間勤務の職にあっては、当該職が施行日の前日に設置されていたものとした場合において、当該職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該職と同種の職を占めているものとしたときにおける旧条例定年に準じた当該職に係る年齢）をいう。）に達している者、当該短時間勤務の職に採用することができる。
- 2 令和14年3月31日までの間、任命権者は、新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、附則第3条第2項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする短時間勤務の職に係る新条例定年相当地年齢（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における新条例定年をいう。附則第8条において同じ。）に達している者（新条例第12条の規定により当該短時間勤務の職に採用することができる者を除く。）を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。
- 3 前2項の場合においては、附則第3条第3項から第5項までの規定を準用する。
- 第5条 令和3年改正法附則第8条第3項の条例で定める職は、次に掲げる職とする。
- (1) 施行日以後に新たに設置された職
- (2) 施行日以後に組織の変更等により名称が変更された職
- 2 令和3年改正法附則第8条第3項の条例で定める年齢は、前項に規定する職が施行日の前日に設置されていたものとした場合における旧条例第3条に規定する定年に準じた当該職に係る年齢とする。
- (令和3年改正法附則第8条第4項の規定による読み替えて適用する新地方公務員法第22条の4第4項の条例で定める職及び年齢)
- 第6条 令和3年改正法附則第4条から第7条までの規定が適用される場合における令和3年改正法附則第8条第4項の規定による読み替えて適用する新地方公務員法第22条の4第4項の条例で定める職は、次に掲げる職とする。
- (1) 施行日以後に新たに設置された短時間勤務の職
- (2) 施行日以後に組織の変更等により名称が変更された短時間勤務の職
- 2 令和3年改正法附則第4条から第7条までの規定が適用される場合における令和3年改正法附則第8条第4項の規定による読み替えて適用する新地方公務員法第22条の4第4項の条例で定める年齢は、前項に規定する職が施行日の前日に設置されていたものとした場合において、当該職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が前項に規定する職と同種の職を占めているものとしたときにおける旧条例定年に準じた前項に規定する職に係る年齢とする。

(令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める職並びに条例で定める者及び職員)

第7条 令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める職は、次に掲げる職のうち、当該職が基準日（附則第3条及び第4条の規定が適用される間における各年の4月1日（施行日を除く。）をいう。以下この条において同じ。）の前日に設置されていたものとした場合において、基準日における新条例で定める新条例定年を超える職とする。

(1) 基準日以後に新たに設置された職（短時間勤務の職を含む。）

(2) 基準日以後に組織の変更等により名称が変更された職（短時間勤務の職を含む。）

2 令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める者は、前項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る新条例定年に達している職員とする。

3 令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める職員は、第1項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る新条例定年に達している職員とする。

(職員の定年等に関する条例の一部改正に伴う定年前再任用短時間勤務職員に関する経過措置)

第8条 任命権者は、基準日（令和7年4月1日、令和9年4月1日、令和11年4月1日及び令和13年4月1日をいう。以下この条において同じ。）から基準日の翌年の3月31日までの間、基準日における新条例定年相当年齢が基準日の前日における新条例定年相当年齢を超える短時間勤務の職（基準日における新条例定年相当年齢が新条例第3条第1項に規定する定年である短時間勤務の職に限る。）及びこれに相当する基準日以後に設置された短時間勤務の職その他の規則で定める短時間勤務の職（以下この条において「新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職」という。）に、基準日の前日までに新条例第12条に規定する年齢60年以上退職者（基準日前から新条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務した後基準日以後に退職をした者を含む。）のうち、基準日の前日において同日における当該新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に係る新条例定年相当年齢に達している者（当該規則で定める短時間勤務の職にあっては、規則で定める者）を、新条例第12条又は第13条第1項の規定により採用することができ、新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に、新条例第12条又は第13条第1項の規定により採用された職員（以下この条において「定年前再任用短時間勤務職員」という。）のうち基準日の前日において同日における当該新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に係る新条例定年相当年齢に達している定年前再任用短時間勤務職員（規則で定める短時間勤務の職にあっては、規則で定める定年前再任用短時間勤務職員）を、昇任し、又は転任することができない。

(令和3年改正法附則第2条第3項の条例で定める年齢)

第9条 令和3年改正法附則第2条第3項の条例で定める年齢は、年齢60年とする。

(職員の旅費に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

第10条 暫定再任用職員は、第4条の規定による改正後の職員の旅費に関する条例第3条の地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員とみなす。

(有明海自動車航送船組合職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

第11条 第5条の規定による改正後の有明海自動車航送船組合職員の給与に関する条例（以下「改正後の職員給与条例」という。）附則第8項から第15項までの規定は、令和3年改正法附則第3条第5項又は第6項の規定により勤務している職員には適用しない。

2 暫定再任用職員（暫定再任用短時間勤務職員を除く。以下この項及び次項において同じ。）の給料月額は、当該暫定再任用職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される改正後の職員給与条例第5条第2項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、職員給与条例第6条第2項により当該暫定再任用職員の属する職務の級に応じた額とする。

3 暫定再任用短時間勤務職員の給料月額は、当該暫定再任用短時間勤務職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される職員給与条例第5条第2項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、職員給与条例第6条第2項の規定により当該暫定再任用職員の属する職務の級に応じた額に、有明海自動車航送船組合職員の勤務時間に関する条例（昭和33年有明海自動車航送船組合条例第10号）第3条第2項の規定により定められた当該暫定再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

4 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、改正後の職員給与条例第12条の3第2項及び第14条第2項の規定を適用する。

- 5 暫定再任用職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、改正後の職員給与条例第20条第3項の規定を適用する。
- 6 改正後の職員給与条例第21条第1項の職員に暫定再任用職員が含まれる場合における勤勉手当の額の同条第2項各号に掲げる職員の区分ごととの総額の算定に係る同項の規定の適用については、同項第1号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員及び地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第4条第1項又は第2項により採用された職員（次号において「暫定再任用職員」という。））」と、同項第2号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員」とする。
- 7 改正後の職員給与条例第6条第3項から第10条まで、第12条の2（同条第1項及び第2項を除く。）、第12条の3、第12条の5及び第12条の6の規定は、暫定再任用職員には適用しない。
（職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正に伴う経過措置）
- 第12条 暫定再任用短時間勤務職員は、第6条の規定による改正後の有明海自動車航送船組合職員の勤務時間に関する条例第3条第2項の定年前再任用短時間勤務職員とみなす。
（公益的法人等への有明海自動車航送船組合職員の派遣等に関する条例の一部改正に伴う経過措置）
- 第13条 暫定再任用職員（暫定再任用短時間勤務職員を除く。）に対する第8条の規定による公益的法人等への有明海自動車航送船組合職員の派遣等に関する条例第2条第2項第1号の規定の適用については、同号中「任期を定めて任用される職員」とあるのは、「任期を定めて任用される職員（地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第4条第1項若しくは第2項の規定により採用された職員を除く。））」とする。
（委任）
- 第14条 附則第1条から前条までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

有明海自動車航送船組合個人情報保護に関する法律施行条例をここに公布する。
令和5年（2023年）2月24日

有明海自動車航送船組合
管理者 栗林 堅一郎

有明海自動車航送船組合条例第3号

有明海自動車航送船組合個人情報保護に関する法律施行条例
(趣旨)

第1条 この条例は、個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。
(定義)

第2条 この条例において使用する用語は、法及び個人情報保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号。以下「政令」という。）において使用する用語の例による。

(開示請求に係る手数料)

第3条 法第89条第2項の規定により納付しなければならない手数料の額は、次の表に掲げる額とする。

区分		手数料の額
法第82条第1項 の決定の場合	閲覧、視聴又は聴取によるとき。	無料
	写しの交付 を受けると き。	用紙1ページにつき 10円
	最大A3判カラー複写	用紙1ページにつき 50円
	上記以外の媒体	当該媒体の作成に係る費用に相当する額
法第82条第2項の決定の場合		無料

(委任)

第4条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則
この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。